

# 「親の学習」講座及び家庭教育学級・子育て講座の開催要領

「埼玉県家庭教育アドバイザー（以下「アドバイザーという。」）」を活用した「親の学習」講座及び家庭教育学級・子育て講座等の実施にあたっては、次の事項に留意して、事業を企画・運営すること。

## 1 学級・講座の内容

- (1) 家庭教育の大切さについて
- (2) 思春期（自立）までを見通した教育観を持つ必要性について
- (3) 子供の発達段階としつけの在り方について
- (4) 親の役割や親子のかかわり方について
- (5) 自他の命の大切さについて
- (6) 規律ある態度について
- (7) 「親の学習」プログラムを活用した講座

## 2 学級・講座の形態

学校・公民館等に複数の参加者が集う講座を実施する際、主催者とアドバイザーの協議によりワークショップ型やふれあい型の講座を実施することができる。

ただし、感染症等の流行状況によっては、相当程度の感染拡大防止対策※を講じることとする。

## 3 学級・講座の留意点

- (1) ねらい、対象、内容、形態を明確にする。
- (2) 必要に応じた広報を行う。
- (3) 参加しやすい環境（託児、父親も参加しやすい時間帯での開催）が必要な場合は、主催者が設定する。

## 4 感染症等の拡大防止について

- ・緊急事態宣言が発令されたり、まん延防止措置に指定されたりした期間中は、アドバイザー派遣を見合わせる。（オンライン開催を除く）

### (1) 学校・公民館等に複数の参加者が集う講座を実施する場合

#### ○主催者の留意事項

- ・感染症等の拡大防止策に努めること  
→ 3密の回避（換気、社会的距離の確保 等）  
感染症対策（発熱など症状がある方の制限、手洗いや手指消毒の徹底 等）
- ・埼玉県が感染症等の拡大防止に関するイベント等の自粛要請を出した場合、派遣を中止すること

#### ○アドバイザーの留意事項

- ・講座前の体調管理に努め、体調不良（特に体温が37.5℃以上）のときは、講座を実施しないこと

(2) オンラインによる講座を実施する場合

○主催者の留意事項

- ・学校・公民館等が主催であること
- ・5人以上の参加者がいること
- ・参加者の個人情報等の管理をすること

※相当程度の感染症拡大防止対策とは

- 「4 (1) 主催者の留意事項」の感染防止対策に加え、次の点に留意していること
- ① 参加者同士の距離が1 m以上保てる場合又は飛沫防止の亚克力板等が設置されている
  - ② ワークショップ型やふれあい型の講座へは自由参加とし、不参加者に対する不利益な取り扱いをしない